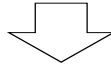


## I 指導看護師養成研修

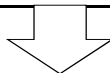
対象者	看護師(准看護師は不可)
概要	「Ⅲ 実地研修」において、介護職員を指導する看護師を養成するための研修です。指導看護師は、介護職員が取得したいケアの種別に対応する研修を受講する必要があります。
流れ	登録研修機関へ研修受講申込み ↓ 研修受講(講義1日程度・演習半日程度) ↓ 研修修了

※実地研修を実施しようとする施設・事業所において、既に指導看護師養成研修を修了した看護師がいる場合は、改めて研修受講の必要はありません。



## II 介護職員基本研修

対象者	介護職員 ※施設・事業所が受講料を負担する場合、キャリア形成促進助成金の対象となります。 (栃木労働局助成金事務センターへ要事前相談)			
概要	介護職員が受講する研修です。なお、本研修修了後は「Ⅲ 実地研修」の受講が必要です。			
	研修種別	実施機関	対象利用者	研修を行うケアの種類
	第一号 第二号	登録研修機関	不特定多数	医行為5種(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養) ※基本研修終了後に実施する「Ⅲ 実地研修」において修了した行為により次のとおりとなる。 <5種すべて修了⇒第一号研修修了> <5種のうち1～4種修了⇒第二号研修修了>
	第三号	登録研修機関	特定の方	利用者が必要とするケア
	※人口呼吸器装着者に対する喀痰吸引研修を実施するには、通常のカリキュラムに規定する科目の他、別途基本研修(演習)及び実地研修を受講することが必要です。			
流れ	登録研修機関へ研修受講申込み ※医療的ケア(50h)履修者は基本研修免除扱いとなりますが、登録研修機関への申込は必要です。 ↓ 研修受講(講義50時間)・筆記試験 ↓ 研修受講(演習3日程度)・評価 ↓ 基本研修修了者は「Ⅲ 実地研修」へ			



## III 実地研修

対象者	IIの基本研修を修了した介護職員等
概要	各施設・事業所において、Iの研修を受講した指導看護師の指導のもと、実際に医行為を必要とする利用者に御協力いただき、IIの基本研修を修了した介護職員等が実地研修を行います。
流れ	登録研修機関と、受講者が勤務する施設・事業所において、実地研修実施の委託契約を締結 ↓ 受講者が勤務する施設・事業所において実地研修を実施 ↓ 施設・事業所は、登録研修機関へ実地研修修了報告を送付 ↓ 登録研修機関は、受講者へ喀痰吸引等研修修了証明書を交付